

令和7年度第3回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	令和8年3月12日(木)午後2時00分～午後4時00分
開催場所	平塚市役所 本館5階 入札室
出席委員	柴田 直子 委員長 小澤 敦史 委員 日比 亮太郎 委員
事務局	契約検査課、下水道整備課、道路整備課、教育施設課、建築住宅課
傍聴者	なし

開会 契約検査課長が挨拶し、柴田委員長の進行で開会する。

議題1 入札・契約手続の運用状況報告

発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局から、指名停止の状況や、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち令和7年10月1日から令和7年12月16日までに入札公告が行われた工事・コンサル・工事に係る一般委託の案件、令和6年度に平塚市で執行された契約金額1千万円以上の物品・委託の案件について、契約金額、落札率などを説明した。】

委員：前回、不調からの随意契約の割合が多いとの話があったが、何か見直し等行っているか。

事務局：見直しは行っていないが、本市では国の法律等に基づいた随意契約ガイドラインを設けており、随意契約できる案件か否か判断している。今年度は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の別表第5に掲げる少額随意契約の基準額が引き上げられたため、上限の改正をしている。

委員：指名停止一覧は資料として掲載される時期・期間はあるか。

事務局：現在は、前回開催日翌日から今回開催日までの期間と、指名停止期間が重複する業者を報告の対象としている。

委員長：質問がなければ議題2に移りたいと思います。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた小澤委員から抽出理由を説明願います。

委員：（審議案件抽出理由説明書のとおり）

(1) 東部ポンプ場改築工事(土木)その7

抽出理由：落札率が99.92%と非常に高い、落札者以外全て辞退の経緯を確認したい。

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委員：調査基準価格設定の意義と、価格を下回るとどうなるか詳細を伺いたい。

事務局：1億7千万以上の工事、総合評価の案件においては額によらず低入札価格調査制度の対象となっている。入札額が最低限度価格と調査基準価格の間に入った案件については、低入札価格調査をし、本当にその金額で受注ができるのかどうか低入札価格調査をさせていただいている。

委員：1回目の入札で落札者候補者が出なかった場合、2回目以降の入札はどうするか。

事務局：本市では、1回目午前の入札において予定価格超過等で落札者候補者が出なかった場合、午後に同条件の再入札を行う。そこで落札候補者が出なければ、別途2回目の入札公告し、その入札の結果により、3回目の入札公告を行うか、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく不落随契とするかを検討する。全者辞退で不調となった場合は、実績や見積もりにて御協力いただいている業者にお声掛けし不落随契とするのが本市の通常の流れである。参加意思を示した業者がいれば3回目の入札公告となる場合もある。また、本案件が仮に不調になった場合、2回目の入札については総合評価ではなく、設計は変えずに対象地域を拡大し、通常的一般競争入札を予定していた。2回目の入札公告も総合評価で行う場合は、再度検討委員会に諮る必要がある。

委員：工種の比率については金額に基づいた比率か。また、比率としては機械が一番大きいですが、主な工種は土木一式となるのはどのような認識か。

事務局：比率は金額に基づくものである。現在、ポンプ場に設置してあるポンプ等稼働させている箇所を管理するために、仮設のものを設ける必要があり、機械と電気については比率が高くとともあくまで本体工事があるの仮設備である。主の工事がなければ不要であり、工事が終われば撤去する。主体の工事はあくまでも土木一式ということになる。

委員：総合評価とすることで、技術的な部分は足りていても企業の社会性が弱いと落札はできない。市の設定した評価項目があることで、市の目的達成はできているか。

事務局：総合評価方式では、評価項目の合計点が高ければ、入札価格が高くととも総合評価値は高くなる。評価項目に、ワークライフバランスの推進、子育ての施策に特化したもの等を加えることで、企業の技術力だけでなく市の施策にどれだけ貢献できるか等も点数化し評価できる。本市としては、それらの制度が整っており技術力の高い市内業者に、入札価格が高くととも発注していきたい。

委員：本案件を総合評価方式とした経緯があれば共有いただきたい。

事務局：まず、予定価格5千万円以上の工事については総合評価方式にできるか検討する。ただし、総合評価の落札者決定基準を決定するにあたっては外部の審査会を含め1か月程要しており、それによって、通常的一般競争入札の案件よりも入札公告や工期始めは遅くなることも

あり、価格の判断のみですべての工事案件に適用とはしていない。年間の工事案件のうち、価格も高めで政策的にも優位なものを担当課と検討し選定している。また、本案件においては、既存ポンプ場を稼働させながら作業する必要があるため、高度なレベルの仕事となる。企業の技術力も高く、若い社員や性別問わず技術職の社員を募集できる程の良い環境があった上で会社として成り立っている業者でないと、既存施設を動かしながらの作業は難しいと予想されたこともあり総合評価方式を選定することとなった。

委員：一般競争入札の発注基準の地域区分が「市内に本店を有すること」から始まるのはどういう意図があるか。法人市民税を平塚市に納めるから等の利点から選定しているか。

事務局：税歳入の利点に加え、平塚市では市内事業者優先発注に関する指針を示している。公共工事について市内業者に発注することで、市内業者の技術レベルの育成、保持及び上昇を目的としている。案件によって市内のみとするか市外に広げるか検討するものもあるが、市内で競争性が保てるのであれば、原則、市内優先で入札執行している。

委員：公告月において市内に本店を有する業者が入札参加条件を満たすという認識で良いか。

事務局：お見込みのとおりである。また、市内のみで不調となった場合は地域要件を拡大して再入札することがある。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(2) 千須谷7号線改良工事

抽出理由：落札金額と最低制限価格が一致。失格者と僅か1万円の差。7者中4者が辞退、入札書不着の経緯を確認したい。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【道路整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委員：随意契約をするにあたり、あらかじめ業者の登録等はしておくのか。

事務局：指名業者の中で随意契約ができる業者のリストがあり、その中から選定し、見積もり合わせを行っている。

委員：市内Cランクの業者数はどのくらいか。

事務局：公告月時点で、舗装の工種で特定建設業許可または一般建設業許可を受けている業者が36者いた。

委員：市内で実績を上げるとランクは上がるか。

事務局：受注いただいた案件ごとに工事成績評定点が付されるため、成績優秀となる点数をとっていただく必要がある。また、2年に1度、建設業法第27条の23の経営事項審査にてつけられる客観点数と、自治体独自でつけている主観点数を加算した点数が、その自治体での各事業者の総合点数となり、本市では点数と業者数を確認しながらランク分けしている。

委員：本案件について積算は容易か。

事務局：本案件は、土木工事の中でも舗装工事は比較的簡単な積算ではある。

委員：この入札では1万円の差で失格者が出ているが、仮に、入札者が意図的に失格していた場合、想定されるメリットはあるか。

事務局：入札者は積算内訳書の閲覧ができ、確認した単価等は類似案件の積算に活用できるため、一般的な利点ではある。予定価格とかけ離れた入札額があれば、閲覧目的だろうと推測することもある。しかし、本案件は、単価が公開されている土木工事であるため、その様なメリットがあるとは想定し難い。

委員：200万円以下までは随意契約できるとの話があったが、上限等について詳細を伺いたい。例えば、予定価格200万円以下の案件が入札となることはないか。

事務局：本市では上限200万円以下の工事であれば随意契約可能としている。地方自治法167条の2第1項第1号にて随意契約の上限額が示されており、その額を上限額とする旨本市契約規則においても定めている。随契ガイドラインはそれら法令の経緯含めまとめたものである。随契ガイドラインを検討する際に庁内で活用されている。また、予定価格200万円以下の一般競争入札とすることは可能だがあまりない。基本的に入札しているなら200万円を超える案件だと業者側にも推測されるものと思われる。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(3) 旭小学校北棟(2・26)大規模改修工事(設計業務委託)

抽出理由：随意契約移行の経緯。落札率100%。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【教育施設課から業務の概要を説明】

【契約検査課から随意契約の経過を説明】

委員：随意契約を検討し、業者が参加の意思を示してから、契約に至るまでの流れをもう少し確認したい。

事務局：まずは、随意契約の意思があるか相手先と交渉させていただき、参加意思があれば見積り合わせの日程調整を行う。具体的な作業としては、かながわ電子入札システムにて見積額を入れていただき、予定価格以下となるまで何回も見積り合わせを行う。見積額がどうしても予定価格以下とならない場合は、見積り合わせでも不調となることもあり得る。

委員：本案件の1回目の入札額は最低制限価格未満であったため、後日の見積り合わせの際も、低い価格で見積額とすることも可能と思われるが。

事務局：この見積り合わせは1者のみで行っているため競争性はない。1回目の入札額で受注可能な

案件であったとしても、見積り合わせの際に業者は見積額として低い価格とする必要がないため、最初に高い価格を提示するのは、ある意味自然な流れである。また、一度失格となった業者には不調後の随意契約の依頼をしないのが通常の流れではある。しかしながら、本案件では1回目の入札者がいわた環境計画(株)のみで失格、2回目は入札者がおらず不調となっているため、1回目の入札で受注の意思を示した者と随意契約をする運びとなった。

委員：入札者が少ないのは、何かしらの傾向または分野事情はあるか。

事務局：建築業界では人員不足が挙げられる。設計部門での設計士の不足、施工部門においては技術者が不足している。設計部門では特に設備設計士が不足しており、受注できないことがある。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(4) 平塚市総合公園東側受変電設備等改修工事(設計意図伝達業務)

抽出理由：随意契約とした経緯。落札率100%。711と731で同一業者が異なる根拠条項に基づき、短期間に連続受注しているため、プロセスを確認したい。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から業務の概要を説明】

【契約検査課から随意契約の経過を説明】

委員：設計意図伝達業務は設計業務を行った者が行うのが通例とのことだが、訳あって別の者が行う等違うパターンはあるか。

事務局：設計意図伝達業務を違う業者が行うことはないが、工事施工段階で意図伝達業務自体を行わない場合は、設計内容を把握した本市職員が施工業者とすり合わせながら工程を進めていくことになる。また、工事監理業務は入札案件とすることはある。

委員：設計業務と意図伝達業務を分けずに、一連の設計業務としてまとめ、一般競争入札ないし随意契約とはしないか。

事務局：今回の様に、設計業務と工事施工の間に期間が空いてしまう案件をひとつの業務としてまとめてしまうと、業務期間も長くなり、設計業者は工事が発生しない間も案件を抱えていることになる。設計から工事まで期間が空かない場合は一連の委託業務となることは考えられるが、本案件の様に間が空くのが通常な流れではある。

委員：いわた環境計画(株)は多くの案件を受注している印象を受けるが、同じような件数で受注している業者はあるか。平塚市には建築設計の業者数が少ないので、県内で選定しているということか。

事務局：建築設計の案件をよく受注している業者は県内に数者あるが、業者ごとの受注件数にそこまで大きな差はみられない。建築設計の業種では応札者に市内の業者が多いという印象はなく県内でバランスよく受注いただいている。

委員：いわた環境計画(株)も平塚市からどのくらい受注したいか計画を立てていると推察するが、平塚市としても落札率を下げる等あらかじめ計画の様なものはあるか。

事務局：設計から工事までの一連の流れの中で、最初の間口である設計業務委託については、地域要件の最低ラインを県内本店までとした一般競争入札であるため、ある程度の競争性は保てており、最低制限価格近辺で応札していただいている。地域要件については、最初から全国まで広げるとするのは、工事主管課が遠い業者とのやりとりをすることになるので、県内の業者程度でやりとりができる状況が一番という形で参加条件を決めている。また、次の流れの意図伝達業務は、その案件の設計業務の受注業者との随意契約しかできないため、その見積額が予定価格ぎりぎりとなるのは致し方ない。

委員：一連の流れの中で、設計業務は受注したが意図伝達業務の随意契約が成り立たない等の事例があったか。

事務局：成り立たない事例は過去にあった。担当課とやりとりがうまくいかず、設計業務は完了させたが、意図伝達業務は受注しない意思を示された。その場合は工事主管課の対応となる。

委員：最初の設計業務を受注できる業者は、施工段階の意図伝達業務や工事監理業務をする能力が基本的にはあるということによいか。また、基本的には委託する方が、市の業務としては効率的であろうか。

事務局：お見込みのとおり。最初の設計業務の一般競争入札時にも、案件によって意図伝達等その設計業務の関連業務を随意契約で結ぶ可能性を示しており、設計業務の案件に加え、その意図伝達業務もついてくるといったのがわかった上で応札されている。

委員長：質問がなければ議題3に移りたいと思います。

議題3 その他

委員長：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの御連絡は下記のとおり。

- ・ 次回定例会の日程調整の依頼
- ・ 次回抽出委員の確認

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：御意見ありがとうございました。

以上
(午後4時00分閉会)